

地方独立行政法人京都市立病院機構中期目標（平成 22 年 9 月策定）	地方独立行政法人京都市立病院機構中期計画（素案） 101206（約16,000文字）												
前文	前文												
<p>今般、京都市においては、医療を取り巻く状況やこれまで京都市立病院（以下「市立病院」という。）及び京都市立京北病院（以下「京北病院」という。）が果たしてきた役割を踏まえ、今後、両病院がその役割をより効果的かつ効率的に果たせるよう、両病院を運営する地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）を設立することとした。</p> <p>この中期目標は、法人が病院事業を実施するに当たって達成すべき業務運営に関する目標として、地方独立行政法人法に基づき、市会の議決を得て定めたものであり、法人においては、この中期目標を着実に達成するよう、京都市長として指示する。</p> <p>1 医療を取り巻く環境</p> <p>わが国においては、高齢化、生活習慣や食生活の変化に伴い、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病が増加するなど、疾病構造が大きく変化してきている。</p> <p>このように医療需要が変化・多様化し、医療の専門化・高度化が進むとともに、患者の側においては、情報技術の進歩による知識の普及に伴い、その意識が変化し、自ら選択してより良質な医療を受けたいというニーズが高まってきている。</p> <p>一方で、全国的な医師、看護師の不足及び診療科や地域による医師の偏在により、多くの医療機関で職員の確保が課題となっている。また、増加し続ける医療費の負担の観点からは、国民や保険者のみならず、国や地方自治体の財政負担も限界に達しつつある中で、医療機関にはより透明性が高く、効率的な医療の提供が求められている。</p> <p>2 これまでの市立病院及び京北病院の役割</p> <p>市立病院及び京北病院は、これまで感染症医療、災害時医療、へき地医療等公共上の見地から必要な医療であって、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがある医療（以下「政策医療」という。）並びに高度の専門的知識及び技術に基づく医療の提供、地域医療の支援等の役割を果たすことにより、自治体病院として市民の健康保持に寄与してきた。</p>	<table border="1" data-bbox="1576 432 2792 716"> <tr> <td colspan="2">先行地方独立行政法人中期計画 ボリューム</td> </tr> <tr> <td>京都市</td> <td>16,000文字（今回提示分のみ）</td> </tr> <tr> <td>神戸市</td> <td>20,200文字</td> </tr> <tr> <td>福岡市</td> <td>9,900文字</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>14,900文字</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構</td> <td>15,900文字</td> </tr> </table> <p>京都市立病院（以下「市立病院」という。）、京都市立京北病院（以下「京北病院」という。）等を運営する地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）は、法人の定款で定められた法人設立の目的を果たすため、京都市長から指示された中期目標を達成するための具体的な運営計画として、地方独立行政法人法に基づき、地方独立行政法人京都市立病院機構中期計画（以下「中期計画」という。）を定める。</p>	先行地方独立行政法人中期計画 ボリューム		京都市	16,000文字（今回提示分のみ）	神戸市	20,200文字	福岡市	9,900文字	大阪府	14,900文字	国立病院機構	15,900文字
先行地方独立行政法人中期計画 ボリューム													
京都市	16,000文字（今回提示分のみ）												
神戸市	20,200文字												
福岡市	9,900文字												
大阪府	14,900文字												
国立病院機構	15,900文字												

<p>3 今後市立病院及び京北病院が果たすべき役割</p> <p>(1) 市立病院 政策医療の拠点として、また、生活習慣病を中心とした高度急性期医療を提供する地域の中核病院としての役割を引き続き適切に担うため、政策医療の安定的かつ継続的な提供、高度急性期医療の更なる充実及び地域医療連携の推進を図る必要がある。併せて、経営改善を推進し、経営の健全化に取り組む必要がある。</p> <p>(2) 京北病院 広大な地域内に集落が散在し、医療機関へのアクセスが悪い京北地域における唯一の病院であり、今後の地域振興を考えていく上でも必要な社会資源である。このため、診療体制の確保に努め、引き続き初期救急医療をはじめ、身近なかかりつけ医として、地域で医療・保健・福祉サービスを提供する様々な社会資源との連携を図りつつ、地域の住民の健康を支えていく必要がある。</p>	
<p><b>第1 地方独立行政法人による病院運営</b></p>	<p><b>(対応する記載は不要)</b></p>
<p>1 地方独立行政法人化によって目指すもの 病院事業は、これまでの地方公営企業法の一部適用の下においても企業の経済性の発揮と公共の福祉の増進の両立に努めてきた。しかし、職員の定数管理や採用、組織、給与その他の勤務条件等について地方自治法や地方公務員法等の制約があること、単年度予算主義であり、また、予算編成等に相当の期間を要するため、財務的な対応をタイムリーに行うことができないこと、業務委託や調達に関して、単年度での契約が原則であり、費用が削減しにくい面があることなど、医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応していくことが難しい構造的な要因があり、最適の経営形態ではなかった。 病院事業の地方独立行政法人化は、迅速な意思決定による自律的かつ弾力的な経営が可能であるという利点を活かし、両病院の役割をよりの確に果たしていくことを目的として行うものである。</p> <p>2 経営形態の変革に係る考え方</p> <p>(1) 病院事業を実施する地方独立行政法人を設立することは、昭和40年の市立病院の開設以来初めての抜本的な経営形態の変革である。法人の設立後は、良質な医療を提供し続けるための基礎となる経営基盤を固めることが重要である。法人は原則として独立採算により運営しなければならないが、病院経営に不可欠な長期貸付金や運営費交付金については、京都市が責任をもって確保していく。</p> <p>(2) 法人は、市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的としており、その業務は、十分な説明と情報に基づいた市民の理解と納得の下で運営する必要がある。</p>	

第2 中期目標の期間	第1 中期計画の期間
中期目標の期間は、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間とする。	中期計画の期間は、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間とする。
第3 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
<p>1 市立病院が提供するサービス</p> <p>(1) 感染症医療  前身である伝染病院の時代からの長き伝統の上に立ち、平成21年の新型インフルエンザ発生時には、いち早く発熱外来を開設するとともに、初期には市内の大部分の患者の診療を担った。この経験と実績を踏まえ、国際観光都市でもある京都市において、既存の感染症のみならず、新型インフルエンザなどその発生が市民のいのちと健康はもとより市民生活全般や都市機能にも大きな影響をもたらす新たな感染症について、感染症指定医療機関として先導的かつ中核的な役割を果たすこと。</p> <p>(2) 大規模災害・事故対策  地域災害拠点病院として、大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備すること。また、十分な訓練を行い、京都市地域防災計画に基づき必要な対応を迅速に行うこと。</p> <p>(3) 救急医療  ア 関係医療機関等との連携及び役割分担を踏まえ、より多くの救急搬送を受け入れ、365日24時間入院を必要とする患者に円滑に対応すること。</p>	<p>1 市立病院が提供するサービス</p> <p>(1) 感染症医療  ア 第二種感染症指定医療機関として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により入院が必要な感染症患者を迅速に受け入れるとともに、新館1階に感染症外来を設置し、新型インフルエンザ等の感染症の発生に備える。</p> <p>イ 強毒性の新型インフルエンザ等の発生時には、入院治療を行う専門病院として患者を受け入れ、京都市内において中核的な役割を果たす。</p> <p>ウ 常に必要な医師や看護師等の専門職員を配置するとともに、検査試薬や医薬品、予防接種ワクチンなどについて十分な数量の確保に努め、新型感染症が発生した場合には、平成21年の新型インフルエンザ発生時の経験と実績を生かし、迅速に必要な診療を行う。</p> <p>(2) 大規模災害・事故対策  ア 耐震性能に課題のある北館については、免震構造の新館に建て替えることにより、大規模災害時にも、患者の安全の確保に万全を期すとともに、診療機能の維持等を図る。災害現場や他の医療機関からの搬送を行うために、新館屋上にヘリポートを整備する。また、備蓄倉庫を拡充し（70㎡⇒約150㎡）、大規模な災害や事故の発生に備える。</p> <p>イ 京都市地域防災計画に従い迅速に救護班を編成し、救護所を設置することができるよう、院内はもとより、京都市との連携の下、院外での訓練や研修に積極的に参加するとともに、緊急時に職員が迅速に参集することができるよう、病院敷地内に職員用の宿舎を確保する。  また、市外における大規模災害の発生時に援助要請に応えられるよう、引き続き災害医療派遣チーム（DMAT）を編成し、訓練を継続する。</p> <p>(3) 救急医療  ア 関係医療機関等との連携及び役割分担を踏まえ、引き続き、365日24時間救急医療を提供し、入院を受け入れるとともに、可能な限り、救急搬送の受入れを行う。</p>

イ 市立病院整備運営事業により建設する新棟において飛躍的に充実する救急医療機能を遺憾なく発揮できるよう、医師等の人的資源を確保し、三次救急医療を担う救命救急センターを補完する役割を担うこと。

ウ 小児救急医療については、365日24時間小児科医師を配置し、患者を受け入れてきた。この実績を踏まえ、初期救急医療を担う急病診療所や二次救急医療を担う他の病院群輪番制病院との適切な役割分担の下、入院を必要とする小児を積極的に受け入れること。

(4) 周産期医療

京都府内の周産期医療システムの一翼を担う地域周産期母子医療センターとして、関係機関との役割分担を踏まえ、合併症妊娠・分娩やハイリスク妊娠に対しても、母子ともに安全な分娩管理を行い、他の医療機関からの母体搬送も受け入れること。

【関連する数値目標】

事 項	平成21年度実績	平成26年度目標
救急車搬送受入れ患者数	3,095人	4,000人
救急車搬送受入れ率	85.7%	92.0%

イ

(7) 市立病院整備運営事業により建設する新館において、次のように施設面で充実を図る。

- ① 救命救急部門の拡張（約200㎡→約800㎡）
- ② 専用処置室の確保（兼用3室→専用3室）
- ③ 専用診察室の確保（兼用3室→専用4室）
- ④ 救急病床（8床）を併設した救急部門の設置
- ⑤ 手術室の増設（7室→10室）
- ⑥ 集中治療室の増床（6床→10床）
- ⑦ ヘリポートの整備

(イ) 救急専任医師の増員をはじめ、必要な職員体制の確保を図る。

(ウ) 施設面及び必要な人員の確保により、地域救命救急センターの指定を目指す。

ウ 小児救急医療については、引き続き365日24時間小児科医師を配置し、初期救急医療を担う急病診療所や二次救急医療を担う他の病院群輪番制病院との役割分担の下、入院を必要とする小児を可能な限り受け入れる。

(4) 周産期医療

合併症妊娠・分娩やハイリスク妊娠に対しても、母子ともに安全な分娩管理を行い、他の医療機関からの母体搬送を受け入れる。

新館整備時においては、現在の未熟児室と比較して、より高度な医療を提供することができ、かつ、より多くの患者に対応することができる新生児特定集中治療室（以下「NICU」という。）及び新生児治療回復室（以下「GCU」という。）を設置する。

現 状 未熟児室10床

新館整備後 NICU 6床, GCU 12床

【関連する数値目標】

事 項	平成21年度実績	平成26年度目標
NICU受入れ実患者数	—	70人

(5) 高度専門医療

ア 地域医療支援病院としての取組

地域のかかりつけ医等との適切な役割分担の下，高度急性期医療を担うこと。また，地域の医療従事者向けの研修を実施するなど，地域の医療機関を積極的に支援することにより，地域医療支援病院として地域の医療水準の向上に寄与すること。

イ 地域がん診療連携拠点病院としての取組

(ア) 検査機器の整備や病理診断の質の確保により，がんについて適切な診断を行うこと。また，最適な治療を行えるよう外科的手術，放射線治療，化学療法，血液がんに対する造血幹細胞移植，緩和ケアの提供等幅広いがん治療の提供体制を確保すること。

(5) 高度専門医療

ア 地域医療支援病院としての取組

地域医療において中核的な高度急性期医療病院としてこれまで果たしてきた役割を踏まえ，新館整備により拡充する高度医療機能を十分に生かすことができるよう取組を進める。

また，地域の医療従事者向けの研修として，地域医療フォーラム，地域医療連携カンファレンスを定期的に開催し，その他の研修会等についても充実を図る。

【関連する数値目標】

(高度医療機能)

事 項	平成21年度実績	平成26年度目標
手術件数	4,033件	4,800件

(地域医療連携)

事 項	平成21年度実績	平成26年度目標
紹介率	42.2%	60.0%
逆紹介率	68.0%	80.0%
地域連携クリティカルパス適用件数	47件	130件

イ 地域がん診療連携拠点病院としての取組

(ア) 新館整備に際し，PET-CTの導入などにより画像診断部門の拡充を図る。

病理診断については，複数の病理医及び複数の細胞検査士を継続して配置し，引き続き，迅速かつ精度の高い診断を行っていく。

最適な治療を行えるよう外科的手術，放射線治療，化学療法，血液がんに対する造血幹細胞移植，緩和ケアの提供等幅広いがん治療の提供体制を確保するため，新館整備に際し，次の事項に取り組む。

① 手術室の増設（7室→10室）（再掲）

内視鏡下手術の割合を増加するなど，体への負担が少ない方法を積極的に選択する。

② 外来化学療法室の拡充

10床→14床

③ 造血幹細胞移植に対応した無菌室の充実

・ 無菌ユニット 1床→2床

・ 無菌室 0床→4床

④ 緩和ケア病床の設置（10床新設）

(イ) 放射線治療の分野においては、市内でも数少ない最新の機器による高精度体外照射、腔内照射をはじめとする幅広い手法による高い実績を生かし、これまで以上に充実したがん治療を行うこと。

(ウ) 他のがん診療連携拠点病院や高度専門医療機関、地域の医療機関等との連携を強化することにより、京都市におけるがん診療の質の向上に貢献するとともに、京都市のがん予防の取組に必要な協力を行うこと。

#### ウ 生活習慣病への対応

##### (ア) 心臓・脳・血管病センターの設置

心疾患や脳血管疾患に関連する既存の診療科が有機的に連携して総合的な診療体制を構築することにより、迅速かつ高度なチーム医療を提供する心臓・脳・血管病センターを設置すること。

集中的な治療期を経過した患者には適切な急性期リハビリテーションを行うとともに、転院後の効果的な回復期リハビリテーションへの引き継ぎや早期の社会復帰につなげるように努めること。

##### (イ) 糖尿病治療

徹底した食事・運動指導等、極めて高く評価され、日本全国や海外からも患者を受け入れている実績を生かし、眼、腎臓等の合併症を防ぎ、生活の質を低下させないための糖尿病治療に取り組むこと。

(イ) 放射線治療装置（リニアック）を用いた高精度照射（定位照射、IMRT、VMAT）に継続して取り組み、新館整備に際しては、リニアックを1台から2台に増設し、治療体制を強化する。また、腔内照射、前立腺がん永久挿入密封小線源治療、メタストロン注を用いた骨転移の疼痛緩和療法を継続実施し、がん治療の充実を図ることにより、全国有数の放射線治療の拠点を目指す。

(ウ) 他のがん診療連携拠点病院や高度専門医療機関、地域の医療機関等とともに我が国に多いがんについての地域連携クリティカルパスを整備するなど連携の強化に努める。  
また、乳がん検診の精密検査や子宮頸がんのワクチン接種の実施など京都市が実施するがん予防の取組に協力する。

#### 【関連する数値目標】

事 項	平成21年度実績	平成26年度目標
新規がん患者数	953人	1,200人
がん治療延べ件数	11,876件	15,200件
化学療法件数	4,292件	5,500件

#### ウ 生活習慣病への対応

##### (ア) 心臓・脳・血管病センターの設置

生活習慣病を基礎とした血管病変に対して集学的治療を行うため、手術室、集中治療室において専門診療科による治療を行うことはもとより、心臓、脳、下肢などの全身の血管病変に対して、診療科の枠を超えて連携し、診療を行う。また、心臓外科手術を要する場合は、他の病院と連携する。

また、血管病変を早期に発見するため、MRIや血管エコーを用いた人間ドックのオプション検査の拡充を図る。

新たに言語聴覚士を採用し、嚥下障害への対応を充実させるとともに、集中的な治療期を経過した患者には、可能な限り早期からリハビリテーションを行うことができるよう、必要な体制を整備する。

また、急性期のリハビリテーションを終えた患者は、各種の地域連携クリティカルパスの適用件数の拡大を図ることなどにより、回復期のリハビリテーションを実施する医療機関へ紹介することによりリハビリテーションの効果を高める。

##### (イ) 糖尿病治療

日本全国や海外からも肥満患者を受け入れている実績を生かし、引き続き、徹底した食事・運動指導等を行うとともに、新たに肥満外来を開設する。また、糖尿病・代謝内科と他の診療科の連携により、眼、腎臓等の合併症を防ぎ、生活の質を低下させないための糖尿病治療に取り組む。

エ 小児医療

(ア) 低出生体重児等の割合の増加に対応するため必要な設備及び診療体制を充実し、他の医療機関とも連携することにより、安心して子供を産み育てられる医療体制の一翼を担うこと。

(イ) 京都市内の小児科では2箇所のみである骨髄移植推進財団の認定施設として、引き続き白血病等の血液がんに対する造血幹細胞移植を実施すること。

オ 専門外来

現在実施している専門外来（女性総合外来，男性専門外来，緩和ケア外来，セカンドオピニオン外来など）の実績を踏まえ，医療の進歩や市民ニーズの変化に合わせて，必要な専門外来を開設するなどの確な対応を図ること。

(6) 看護師養成事業への協力

高度化，複雑化，専門化する医療に適切に対応できる看護師の確保は，重要である。したがって，貴重な臨床実習の場として，京都市内の看護師養成機関による看護師の養成に協力すること。

(7) 保健福祉行政への協力

保健医療，福祉施策，医療費支払などの経済問題に関する相談に応じ，京都市が実施する医療・保健・福祉施策の実施に協力すること。

(8) 疾病予防の取組

ア 健診センターにおいて，特定健診を中心とした人間ドック及び特定保健指導を引き続き行うこと。

エ 小児医療

(ア) 低出生体重児等の割合の増加に対応するため，新館整備に際してNICU6床及びGCU12床を整備する。

(イ) 京都市内の小児科では2箇所のみである骨髄移植推進財団の認定施設としてのこれまでの造血幹細胞移植治療の実績を生かし，新館整備に際して無菌室を増設し，引き続き白血病等の血液がんに対する造血幹細胞移植を的確に実施していく。

オ 専門外来

現在実施している専門外来（女性総合外来，男性専門外来，緩和ケア外来，セカンドオピニオン外来など）を，引き続き，実施するとともに，新たに肥満外来や薬剤師による外来を開設する。

(6) 看護師養成事業への協力

医療の高度化，複雑化，専門化に適切に対応できる看護師の養成に協力するため，京都市と大学等の看護師養成機関との協議に基づき，看護学生の受入れを行う。

(7) 保健福祉行政への協力

社会情勢や地域医療の状況の変化などを踏まえ，医療ソーシャルワーカー（以下「MSW」という。）を新たに配置することにより，保健医療，福祉医療，医療費支払などの経済問題に関する相談に対して，的確かつ丁寧に応じることができる体制を整備する。

感染症の大流行など市民の健康を脅かす危機が生じた際には，京都市の保健衛生行政に必要な協力を行う。また，京都市が行う市民の健康づくりの環境整備に協力する観点から，健康教室や母親教室，栄養指導等を引き続き実施する。

(8) 疾病予防の取組

ア 人間ドックについては，脳ドックの実施やオプション検査の充実などにより機能の充実に努めるとともに，必要な検査機器や体制を確保することにより，引き続き，迅速かつ正確な診断を実施し，検査結果を検査当日に説明することにより，早期の治療に結び付ける。

特定保健指導については，生活習慣病の予防につながるより効果的な指導を実施できるよう努める。

【関連する数値目標】

事 項	平成21年度実績	平成26年度目標
人間ドック受診者数	2,843人	3,600人

イ インフルエンザワクチン等の予防接種及び健康教室を引き続き行うこと。

## 2 京北病院が提供するサービス

### (1) へき地医療

ア 京北地域における人口の動向や高齢化の進展などによる疾病構造や地域の医療ニーズの変化を踏まえた適切な入院・外来診療体制を確保すること。

イ 京北病院へのアクセスの確保に取り組むとともに、通院が困難な患者に対しては、訪問診療、訪問看護など、在宅医療の提供を適切に行うこと。

### (2) 救急医療

京北地域における唯一の救急告示病院として、初期救急医療を提供する役割を的確に果たすこと。また、高度な医療を要する患者については、市内中心部の高度急性期医療機関へ転送すること。

### (3) 介護サービスの提供

#### ア 施設介護サービスの提供

施設介護サービスへのニーズの増加に対応するため、療養病床から転換した介護老人保健施設において利用者の状況に応じて長期入所・短期入所共に受け入れる等、これを適切に運営すること。

イ インフルエンザワクチンや子宮頸がん予防ワクチン、インフルエンザ菌b型（ヒブ）ワクチン、肺炎球菌ワクチン、海外渡航者向けの各種ワクチンの予防接種等を引き続き実施する。

健康教室については、市民の疾病予防の推進、健康増進に寄与できるテーマ選びや関心が高まるような実施方法を工夫しながら、引き続き行っていく。

## 2 京北病院が提供するサービス

### (1) へき地医療

ア 京北地域における人口の動向や高齢化の進展などによる疾病構造や市立病院をはじめとする高度急性期病院との役割分担、病床の利用率、医師確保の状況等を踏まえ、適切な入院・外来診療体制を確保していく。

イ 患者送迎サービスの充実を図るため、リフト付き送迎車を導入するなど、利便性の向上に努めるとともに、通院が困難で在宅での療養を行う高齢者に対しては、訪問診療、訪問看護の充実を図る。

#### 【関連する数値目標】

事 項	平成21年度実績	平成26年度目標
訪問診療件数	469件	960件
訪問看護件数	3,870件	5,600件

### (2) 救急医療

京北地域における唯一の救急告示病院として、医師等必要なスタッフを確保することにより、初期救急医療を提供する役割を的確に果たす。また、高度医療を必要とするなど京北病院で対応できない患者については、市立病院をはじめとする市内中心部の高度急性期医療機関との連携を図る。

### (3) 介護サービスの提供

#### ア 施設介護サービスの提供

高齢化の進展に伴う介護ニーズの増加に対応するため、療養病床から転換した介護老人保健施設において利用者の要介護度や家族の状況など入所者の状態に応じた適切な期間入所できるよう、長期入所・短期入所共に受け入れていく。



イ 居宅介護サービスの提供

通院が困難な者に対して、そのニーズに対応した居宅介護サービス（訪問看護，訪問リハビリテーション等）を提供すること。

(4) 医療・保健・福祉のネットワークの構築

ア 地域の住民の協力を得て、京北病院の機能や取組についての周知に努めること。また、地域に密着した事業を充実し、積極的に地域への浸透を図ること。

イ 医療・保健・福祉サービスを提供する京北地域内の様々な施設とのネットワークにおいて重要な役割を果たすこと。

3 地域の医療・保健・福祉サービスの提供機関との連携の推進

(1) 医師不足の問題に見られるように、地域の医療・保健・福祉サービスを提供する社会資源は限られているため、それぞれの機能に応じた適切な役割分担と連携を図り、地域全体で適切なサービスを提供することが非常に重要である。

(2) 市立病院は、地域のかかりつけ医等から入院や手術を必要とする急性期の患者の紹介を受け、高度医療を提供するとともに、回復期や慢性期となった患者については、かかりつけ医等への逆紹介や患者の状態に適した機能を有する病院や介護施設への転院等を行うこと。

【関連する数値目標】

事 項	平成26年度目標
長期入所及び短期入所の合計1日平均利用者数	利用者数26人/日 (稼働率89.7%)

イ 居宅介護サービスの提供

通院が困難な者に対して、そのニーズに対応して訪問看護，訪問リハビリテーションを充実するとともに、日常生活の自立を支援するため新たに通所リハビリテーションを行う。

【関連する数値目標】

事 項	平成21年度実績	平成26年度目標
訪問看護件数(再掲)	3,870件	5,600件
通所リハビリテーション	—	2,400人

(4) 医療・保健・福祉のネットワークの構築

ア 京北病院の診療体制や日常的な医療・健康に関わる取組などについて、地域組織等の協力を得て、タイムリーな周知・広報に努める。また、健康教室などをはじめ、地域と連携した事業の実施に努め、地域への積極的な浸透を図る。

イ 医療・保健・福祉サービスを総合的に提供する地域包括ケアを実現するため、京北病院が、右京区役所京北出張所との連携を強化するとともに、医療・保健・福祉サービスを提供する施設のネットワークであるいきいき京北地域ケア協議会に、引き続き積極的に参加することにより、京北地域において地域包括ケアの拠点施設としての役割を果たす。

3 地域の医療・保健・福祉サービスの提供機関との連携の推進

(1) 市立病院は、高度医療機能を充実させるとともに、市立病院の特長について地域のかかりつけ医への適切な情報提供に努めることにより、信頼感を高め、入院や手術を必要とする急性期の紹介患者数の増加を図る。

回復期や慢性期となった患者については、かかりつけ医等への逆紹介，地域連携クリティ

<p>(3) 京北病院は、医療・保健・福祉サービスを提供する様々な施設や市立病院との緊密な連携を図り、地域医療連携の中心的役割を果たすこと。</p> <p>4 医療の質及びサービスの質の向上に関する事項</p> <p>(1) 患者の視点、患者の利益の優先</p> <p>ア 患者の視点、患者の利益を最優先にしながら、医療の質及びサービスの質の向上を図ること。</p> <p>イ 分かりやすい説明とこれに基づく同意の下に、診療を行うこと。</p> <p>(2) 医療の質の向上に関すること</p> <p>ア 医学の進歩による医療の高度化及び複雑化に対応して、常に高度かつ標準的な医療を提供することができるよう、医療専門職の知識・経験の向上を図ること。</p> <p>イ 高度な医療を提供するために必要となる機器及び設備の計画的な充実に努めること。</p> <p>ウ 医療の質に関する客観的なデータの収集、他の医療機関とのデータによる比較分析などを通じて、常に科学的な根拠に基づいた質の高い医療を提供すること。</p>	<p>カルパスの適用拡大、MSWによる円滑な転院調整により患者の状態に適した機能を有する病院や介護施設への転院等を行う。</p> <p>(2) 京北病院は、右京区役所京北出張所やいきいき京北地域ケア協議会との情報交換を行い緊密に連携を図るとともに、市立病院との連携及び協力体制の充実を図り、京北地域における地域連携の中心的な役割を果たす。</p> <p>4 医療の質及びサービスの質の向上に関する事項</p> <p>(1) 患者の視点、患者の利益の優先</p> <p>ア 患者中心の医療の提供 地域の疾病動向や患者ニーズの変化を常に的確に把握し、自治体病院として提供すべき医療の内容を常に検討し、患者の視点を最優先にした医療及びサービスの提供を行う。</p> <p>イ 患者との的確なコミュニケーションに基づく医療 職員は、患者が安心して自分の病状や悩みを説明できるよう常に謙虚な姿勢で、患者の病状や痛み、悩みに耳を傾ける。 また、患者や家族に対して、丁寧に分かりやすく説明し、その内容が十分に理解できるようクリティカルパスの活用や患者参加型看護計画の適用の拡大などに努め、医療従事者と患者の信頼関係の下、患者の同意を得て診療を行うことにより患者の自己決定権を尊重する。 コミュニケーションに係る満足度や説明内容の理解度については、定期的に患者・家族にアンケート調査を実施し、これを公表する。</p> <p>(2) 医療の質の向上に関すること</p> <p>ア 医療専門職の知識・経験の向上を図るため、専門医や認定看護師の資格の取得をはじめ、高度かつ標準的な治療を提供するために必要となる最新の知見の習得や経験の積み重ねを積極的に支援する。</p> <p>イ 地域の疾病動向や患者ニーズ、医療機器の稼働状況や耐用年数、新たな医療機器の開発状況、他の医療機関における機器の整備の状況などを考慮して、医療機器の整備計画を策定する。 また、高額な医療機器や設備の整備に当たっては、整備の目的や需要予測、稼働目標を年度計画において公表する。</p> <p>ウ 市立病院においては、医療の質に関する客観的なデータとして臨床指標を収集し、国や他の医療機関において公表されている臨床指標のデータとの比較分析を行うことにより、更なる医療の質の向上を図る。</p>
---	---

エ 医療の質に関する客観的なデータや外部の評価機関の評価結果の公表により、患者が自ら納得し、選択して自分に合った医療を受けられる権利を保障すること。

(3) 安全で安心できる医療の提供に関すること

ア 医療安全に係る組織やマニュアルを不断に見直すことにより医療安全体制を強化すること。

イ インシデント及びアクシデントを公表する取組を推進し、医療安全の風土づくりを進めること。

(4) 患者サービスの向上に関すること

ア 温かく心のこもった職員の接遇・応対の一層の向上を図ること。

エ 医療法に基づく医療機能情報提供制度を通じたインターネットによる基本データの提供や市立病院の臨床指標を公表することなどにより医療の質に関する客観的なデータを公表する。また、市立病院においては、医療機関の機能を客観的に評価する第三者機関である財団法人日本医療機能評価機構の認定期間が満了する平成26年度に機能評価の認定の更新を目指す。

(3) 安全で安心できる医療の提供に関すること

ア

(ア) 医療安全の確保は、個々の職員の個別的な努力や注意力に依存した取組では限界があることから、市立病院においては、医療安全に係る専門委員会を設置し、医療安全に係る数値目標の設定と組織的な進捗管理を行ってきたことなどが評価され、医療安全全国共同行動推進会議から平成22年度に優秀活動賞を受賞した実績を踏まえ、更に、重大な事故について調査分析を行う外部の有識者を構成員に加えた医療事故調査委員会を設置するなど組織的な対応を継続して行う。

(イ) また、京北病院においては、引き続き、医療安全管理委員会の設置や事故予防チェックカードの活用などにより安全で安心できる医療を提供する。

(ウ) 院内感染防止の観点から感染防止委員会を引き続き設置し、院内感染を防止するために必要な方策を常に検証していく。

(エ) 引き続き、医療安全管理マニュアルや医療安全の要点をまとめたスタッフハンドブックを必要に応じて改訂する。

イ

(ア) 医療事故は、単独の要因により起こることは少なく、複合的な要因によって起こる場合が多く、事故に至った要因を組織的に、把握、分析し、事故要因を取り除いていくことが重要であるため、迅速な医療安全レポートの提出を引き続き義務付け、発生したインシデントやアクシデントの事例を収集、分析し、対策を講じ、その情報共有を図る。

(イ) インシデント及びアクシデントの報告については、引き続き、公表基準を定め、これに従って公表することにより医療安全の風土づくりを進める。

(ウ) 医療安全に関する教育を充実するため、研修計画を定めて職員研修会を開催するとともに、研修会の受講意欲を向上させるため医療安全管理研修制度を継続する。

また、医療安全推進月間や医療安全週間の取組として病院全体や各部門ごとに研修会を開催する。

(4) 患者サービスの向上に関すること

ア 法人が提供する医療は、疾病への対応だけではなく、患者や家族の苦痛や不安に対して誠意を持って対応する患者中心のサービスの提供であることを職員に徹底する。

また、職員の接遇・応対についての研修計画を毎年度策定し、実施するとともに、各部

<p>イ 施設面での快適性や利便性の確保，待ち時間の短縮などにより，快適に医療サービスを受けられるよう努めること。</p> <p>ウ 患者満足度を客観的に把握したうえで，必要な改善策を講じ，患者サービスの向上を図ること。</p> <p>(5) 情報通信技術の活用 常に電子カルテを含めた総合情報システムの改良に努めることにより，医療の質や患者サービスの向上を図ること。</p> <p>5 適切な患者負担についての配慮 誰もが公平な負担で，必要かつ十分な医療を受けることができるよう，適切な料金に関する規程を定め，適正にこれを実施すること。</p>	<p>門において，接遇・対応の自己点検を実施する。</p> <p>イ 施設面での快適性や利便性の確保のため，市立病院の新館整備に際し，病室の療養環境の向上を図り，病棟にデイルームを設置するとともに，売店，食堂を一新し，患者図書室及びインターネットコーナーの新設を行う。 また，再診予約患者のうち，かかりつけ医への逆紹介が可能な方については，早期に逆紹介を行うことなどにより，医師ごとの1日当たりの予約患者数の適正化を図り，待ち時間を短縮する。 とりわけ，地域医療連携の観点から高度急性期医療を担う市立病院においては，地域の医療機関から紹介を受けた初診予約患者については，できるだけ待ち時間なしで予約時刻に診察を開始する。</p> <p>ウ 患者満足度調査については，これまでの職員の接遇に関する調査項目だけではなく，医療サービス全般を対象とした項目とし，年間2回以上定期的に調査を行い結果を公表するとともに，その結果に基づいて必要な改善策を講じ，患者サービスの向上を図る。</p> <p>(5) 情報通信技術の活用 市立病院においては電子カルテの導入により統合された診療情報をより有効に活用するために，総合情報システムの運用を定期的に見直し，医療の質の向上を図る。 また，市立病院における総合情報システムや京北病院におけるオーダーリングシステムを活用し，リアルタイムで共有できる情報の範囲の拡大や更なるペーパーレス化の推進により，医師の指示等を迅速・正確に伝達することや，転記ミス等のヒューマンエラーを低減することにより，医療安全の更なる向上を図る。</p> <p>5 適切な患者負担についての配慮 第10に掲げるとおり，誰もが公平な負担で，必要かつ十分な医療を受けることができるよう，適切な料金に関する規程を定め，適正にこれを実施する。</p>
<p><b>第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項</b></p>	<p><b>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</b></p>
<p>1 業務運営の改善に係る仕組みづくり</p> <p>(1) 病院全体として，医療の質や患者サービスを向上させるため，常に患者，市民，職員等の意見を取り入れる業務運営を改善する仕組みを構築すること。</p> <p>(2) 職員の積極的な経営参画意識と志気を高め，業務改善が常に実行される風土を醸成すること。</p>	<p>1 業務運営の改善に係る仕組みづくり</p> <p>(1) 患者，市民，職員等の意見を取り入れ，PDCAサイクルを確実に実行することにより，医療の質や患者サービスの向上を図る。</p> <p>(2) 職員の経営参画意識と志気の高揚を図るため，理事会における議論など，病院経営に関する情報，課題等を定期的に職員に周知し，個々の職員が経営状況や病院の業務運営上の課題を理解し，継続的に業務改善へ取り組む組織風土を醸成するとともに，職員の業務改善等に</p>

2 迅速かつ的確な意思決定を行うことができる組織の構築

- (1) 迅速かつ的確に意思決定し、これを着実に実施することができる簡素で効率的な組織を構築すること。
- (2) 各部門からの迅速で的確な報告及び提案を経営戦略へ高めていくことができるよう、第一線を担う職員と意思決定を行う役員及び職員との意思疎通の円滑化を図ること。
- (3) 専門知識や高い能力を有する職員により構成する企画戦略部門を充実すること。
- (4) 法人の決定事項を各部門や各職員に明確な指示としての的確に伝達し、その実施状況を適切に評価することができるよう、指揮命令系統を明確にしておくこと。
- (5) 監事及び会計監査人がより実効性の高い監査を行うことができる態勢を構築すること。

3 医療専門職の確保とその効率的な活用

- (1) 医療専門職の確保とその効率的な活用
  - ア 市立病院及び京北病院のそれぞれの役割に応じ、必要な専門知識を有した医療専門職を確保すること。
  - イ 医療専門職間の密接な連携と適切な役割分担により実施してきたチーム医療を更に推進すること。また、各医療専門職が最大限の専門性を発揮できるようにすること。

係る提案や取組を奨励し、積極的に評価する。

2 迅速かつ的確な意思決定を行うことができる組織の構築

- (1) 市立病院及び京北病院の一体的かつ効率的な経営を図るため、企画戦略部門を集約し、給与支払業務などのアウトソーシングを行うなど、組織のスリム化を図り、迅速な意思決定が可能な組織を構築する。

また、組織については、医療環境の変化や市民の医療ニーズに的確に応じられるよう、弾力的に対応する。
- (2) 役員と職員との円滑な意思疎通を図るため、理事会の開催状況など、役員の活動について、常に職員が把握できるよう、周知に努め、各部門からの業務運営に関する報告や提案をしやすい仕組みを構築する。
- (3) 企画戦略機能を強化し、地方独立行政法人制度の特徴を生かした自律的・弾力的な病院経営を実施するため、法人業務全体の経営管理を行う部門を設置する。また、病院経営や医療事務等に精通した人材を積極的に確保・育成して経営能力等を強化する。
- (4) 個々の職員の担当業務を明確にし、法人として決定された事項に係る各部門や各職員への伝達方法を統一するとともに、指揮命令系統を有効に機能させる。また、指揮命令系統に支障が生じていないか常に確認を行う。
- (5) 監事、会計監査人による監査の活動範囲と内容を明確に定義し、独立・公正な立場で業務遂行ができる体制を確立し、監査の報告とフォローアップを的確に実施する。

3 医療専門職の確保とその効率的な活用

- (1) 医療専門職の確保とその効率的な活用
  - ア 広報活動を強化し、人材の確保に努めるとともに、地方独立行政法人の特徴を生かし、従来の定数管理や職員募集の枠組みにとらわれず、両病院にとって真に必要な能力・知識を有する職員を確保する。

市立病院については、高度急性期病院としての医療機能を最大限に発揮するため、専門研修への参加機会の拡充、専門性向上のための資格取得等の奨励・支援体制の充実等により、専門性の高い、優秀な医療専門職を確保する。

京北病院については、へき地医療の提供及び介護老人保健施設における介護サービスの実施に必要な職員を安定的に確保する。
  - イ 各医療専門職、各診療科が有機的に連携し、総合的な診療体制を構築することにより、栄養サポートチーム、呼吸ケアチーム、褥瘡対策チーム、感染対策チーム、緩和ケアチ

<p>(2) 医師</p> <p>ア 市立病院 地域医療連携の考え方にに基づき、かかりつけ医等との適切な役割分担の下、高度急性期医療機関としての役割を果たすことができるよう、専門性の高い医師を確保すること。</p> <p>イ 京北病院 地域包括ケアを適切に提供できるよう、総合的な知識と経験を有する医師を確保すること。</p> <p>ウ 他職種との適切な役割分担 他の職種との適切な役割分担の推進により、医師の負担や疲弊を緩和し、提供する医療の質を向上させること。</p> <p>(3) 看護師</p> <p>ア 入院患者の重症度や看護必要度、外来診療における看護師の役割を踏まえ、常に適正な配置を検証し、必要な看護師数を確保すること。</p> <p>イ 看護師の専門性を確保するための計画的な教育及び育成を継続すること。</p> <p>ウ 夜間における医療安全を適切に確保するため、引き続き適正な人数の看護師を配置すること。</p> <p>4 職員給与の原則 職員の給与は、当該職員の勤務成績や法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとする。</p>	<p>ームなどを引き続き設置するとともに、迅速、高度なチーム医療の提供体制を拡充する。チーム医療の中心的役割を果たす医療専門職を積極的に養成する。</p> <p>(2) 医師</p> <p>ア 市立病院 高度急性期医療の水準を維持・向上させるため、大学等関係機関との連携の強化や教育研修の充実により、優秀な医師の育成、確保に努める。 また、臨床研修医の受入れについては、引き続き臨床研修医にとって魅力ある臨床研修プログラムを実施することにより、教育研修体制の充実を図るなど、引き続き優秀な臨床研修医を十分確保する。</p> <p>イ 京北病院 大学等関係機関との連携の強化や公募を実施するなど、総合的な知識と経験を有する医師を確保する。 また、引き続き市立病院との連携による応援体制を確保する。</p> <p>ウ 他職種との適切な役割分担 医師の負担の軽減により、医師確保と定着化を促進するため、看護師、医療技術職、医師事務作業補助者（医療クラーク）などの医師の支援体制を強化するとともに、医師の増員を図る。</p> <p>(3) 看護師</p> <p>ア 入院患者の重症度や看護必要度を常に把握し、適正配置について、常に検証するとともに、育児に係る短時間勤務をはじめ柔軟で多様な勤務体系を導入するなど、働きやすい環境づくりを進め、必要な人員を確保する。</p> <p>イ 緩和療法エキスパート認定、静脈注射実施認定、学生指導リーダー認定などの独自の認定制度や看護研修発表会、習熟レベルに応じた臨床実践能力向上のための計画的な教育及び育成に係る取組を継続して実施する。</p> <p>ウ 夜間における病棟ごとの医療安全の確保のために必要な体制を検証し、それに応じた適正な人数の看護師を引き続き配置する。</p> <p>4 職員給与の原則 職員の職務、職責、勤務成績や法人の業務実績等に応じた給与制度の検討など、職員の努力が報われ、働きがいを実感できる仕組みづくりを進めるとともに、職員の給与は、常に社会一般の情勢に適合したものとする。</p>
---	---

5 人材育成

医療に関する専門知識・技術又はより戦略的な病院経営を行う上で必要となる医療経営・医療事務に係る専門知識及び使命感を持った職員を計画的かつ効率的に育成すること。

6 人事評価

職員の意欲及び主体性の向上並びに組織の更なる活性化のため、職員の能力、勤務実績を適正に評価する人事評価システムの導入を図ること。

7 職員満足度の向上によるサービスの質の向上

5 人材育成

(1) 専門知識の向上

ア 市立病院が提供する医療の質の向上を図り、最適な医療を安全に提供するため、院内の教育研修機能を充実させ、計画的に実施し、医療に関する専門性の向上を進める。

イ より高度な医療技術を習得するための院外の学会、研修会等への参加機会を確保し、医療従事者の技能と意欲の向上を図る。

ウ 指導医、専門医、認定看護師等、市立病院の医療機能向上のため必要な資格取得の支援を行う。

エ 認定看護師については、平成26年度までに、現状の6人から、新生児集中ケア看護(NICU, GCU等周産期医療の充実)、救急看護(救急救命の拡充)部門を含む14人に資格取得者を増やす。

オ 他の医療機関との交流を積極的に進める。

カ 京北病院においては、介護老人保健施設としての業務に係る専門知識の習得のため、必要な研修などへの参加を進める。

(2) 医療経営、医療事務に係る専門知識の向上

診療報酬改定等の医療環境の変化や患者の動向等を迅速かつ的確に把握・分析し、効果的な経営戦略を企画・立案する部門を構築するため、病院経営に精通した事務職員を採用・育成するとともに、診療報酬事務など医療事務に係る専門研修への参加の促進、外部の専門家の支援などを通じて、職員全体として、事務遂行能力の底上げを行う。

(3) 病院事業の根本となる理念の更なる共有化を図り、人事評価制度を通じ、個々の職員の業務に対する意欲や目的意識を向上させる。

6 人事評価

人材育成、人事管理に活用するため、医療組織に適した公正で客観的な制度を構築し、早期の実施を目指す。

職員の意欲を高め、更なる能力を引き出すため、職員の能力、勤務実績について、長所や努力を積極的に評価することのできる制度とし、オープンな評価基準に則した公平な評価を行う。また、評価結果については、人事評価制度の趣旨を踏まえ、適切に活用する。

7 職員満足度の向上によるサービスの質の向上

<p>(1) 職員のワークライフバランスや職場における安全衛生の確保，職場のコミュニケーションの活性化，職員の努力や実績が適正に評価される制度の構築などを通じて，すべての職員が誇りを持って職責を果たすことができる環境を整え，市民サービスの向上につなげること。</p> <p>(2) 職員満足度を客観的に把握するため具体的な措置を講じ，患者満足度と併せて分析し，公表すること。</p> <p>8 ボランティアとの協働や市民モニターの活用 市民ボランティアと職員の協働の積極的な推進や，市民モニターの活用を通じて，市民目線でのサービスの向上に努めること。</p>	<p>(1) 次のような取組を通じて，すべての職員が誇りを持って職責を果たすことができる環境を整え，市民サービスの向上につなげる。</p> <p>ア 時間外勤務の縮減など労働時間の適正な管理を進めるとともに休暇取得率の向上に取り組む。</p> <p>イ 労働安全衛生に係る取組の充実を図る。</p> <p>ウ メンタルヘルス対策も含め，職員の健康の保持増進に取り組み，快適な職場環境づくりを進める。</p> <p>エ 育児のための短時間勤務制度を導入することにより，育児中の職員の業務の負担軽減を図るなど，ワークライフバランスに配慮した雇用形態や勤務時間を設定する。</p> <p>オ 日常的にコミュニケーションの取りやすい職場をつくるため，管理職員の意識の高揚を図る。</p> <p>カ 職員が業務の改善提案などの意見を積極的に出しやすい環境整備に努め，また，職員間において業務にかかわる情報共有の場を確保し，職場内のコミュニケーションの活性化を図る。</p> <p>キ 職員の努力や業務実績を把握し，人事管理に適切に反映させる。</p> <p>(2) 法人職員としての働きがいなど，職員の満足度にかかわる調査を実施する。職員満足度の向上を患者満足度の向上につなげる観点から，職員満足度と患者満足度を併せて分析，公表する。</p> <p>8 ボランティアとの協働や市民モニターの活用 より快適な市民目線でのサービスを提供するために，本格的にボランティア制度を導入し，ボランティア活動中の事故に対する保険の導入やボランティアが利用できる部屋の整備など，その活動をサポートする環境を整備する。 市民モニター制度を新たに実施し，市民モニターから，サービスに関する評価，意見，提案を受ける。</p>
<p><b>第5 財務内容の改善に関する事項</b></p>	<p><b>第4 財務内容の改善に関する事項</b></p>
<p>1 収益的収支の改善 (1) 法人全体及び各病院単位ともに，経常収支で単年度黒字基調を維持すること。そのため，収益確保の観点から，病床利用率の向上や適正な診療収入の確保に努めること。また，適切</p>	<p>1 収益的収支の改善 次の取組を推進することにより，法人全体及び各病院単位ともに，経常収支で単年度黒字基調を維持する。</p>



な未収金対策を行うこと。

(1) 収益の確保

ア 各診療部門や看護部門等の連携による、病床の運用体制を構築し、効率的な病床の運用を実施することで、病床利用率の向上を図る。

イ 地域医療連携の取組の推進によって、より高度な医療を必要とする急性期の紹介患者を増加させるとともに、より多くの救急搬送を受け入れることで、診療報酬単価及び患者数の増加を図る。

ウ 医事業務に精通した職員を採用・育成することにより、診療報酬の請求漏れや減点の防止を図る。

エ 未収金発生防止マニュアル及び未収金回収マニュアルに基づく適切な未収金対策を実施する。

【関連する数値目標】

項目	市立病院		京北病院	
	平成21年度 実績	平成26年度 目標	平成21年度 実績	平成26年度 目標
単年度純損益	178百万円		△174百万円	
累積損益	48百万円		△699百万円	
入院	一般病床 利用率	82.3%	63.6%	
	延べ患者数	161,234人	9,520人	
	実患者数	10,490人	427人	
	平均在院日数	14.4日	20.5日	
	診療報酬単価	45,742円		23,405円
外来	延べ患者数	312,017人	32,523人	
	1日当たり患者数	1,289人	134人	
	診療報酬単価	8,862円		5,287円

(注) 一般病床利用率は、結核病床及び感染症病床を含まない数値である。

項目	京北介護老人保健施設
	平成26年度目標
稼働率	
延べ入所者数	
介護報酬単価	

(2) 費用の効率化の観点から、人件費比率の目標管理、診療材料等の調達コストの縮減など最大限の効率化を図ること。

(3) 法人運営は、独立採算が原則であるが、政策医療の分野において、十分な努力を行ってもなお診療収入をもって充てることができない経費は、税を主な財源とする運営費交付金として市民の負担により賄われていることを十分認識し、運営費交付金を中期計画に適切に計上するとともに、その内訳や考え方を明らかにすること。

(2) 適正かつ効率的な費用の執行

ア 人件費比率の目標を引き続き設定し、医療の質の向上や医療安全の確保などに十分配慮したうえで、診療収入の増収及び時間外勤務手当の縮減等に取り組む。

【関連する数値目標】

項目	市立病院		京北病院	
	平成21年度 実績	平成26年度 目標	平成21年度 実績	平成26年度 目標
人件費比率	64.4%		83.8%	

(注) 人件費比率は、給与費/医業収益（総務省が定めた基準に従い、運営費負担金の一部のみを算入したもの）

イ 診療材料等の調達においては、特別目的会社（以下「SPC」という。）に卸業者との価格交渉等を行わせることにより、民間のノウハウを活用する。併せて、法人において、その内容を適切にチェックすることで、安定的に診療材料等を確保するとともに、材料費の節減を図る。

ウ 医療上の必要や医療安全に配慮しながら、医薬品の採用品目数の縮減や、後発医薬品の採用品目数の増加に取り組み、材料費の節減を図る。

【関連する数値目標】

項目	市立病院		京北病院	
	平成21年度 実績	平成26年度 目標	平成21年度 実績	平成26年度 目標
医薬品 採用品目数	1,452 品目	1,200 品目	731 品目	600 品目
後発医薬品 採用品目率	11.1%	30.0%	7.3%	30.0%

(3) 運営費交付金

政策医療を着実に実施する一方、それらに係る経費の節減にも努め、運営費交付金については、政策医療を着実に実施することにより不採算となる金額を受け入れることとする。本計画に計上する運営費交付金の内訳及び考え方は、第6の予算に記載するとおりである。

(次回の評価委員会において内訳及び考え方の素案を提示する。)

<p>2 安定した資金収支の実現 京都市からの長期借入金以外の借入れを行うことなく法人を運営することができるよう、計画的な設備投資及び職員採用を行うこと。</p> <p>3 経営機能の強化 (1) 診療報酬の改定や患者の動向を見極め、迅速に情報の収集及び分析をしたうえで、対応策を立案し、的確な対応を行うこと。</p> <p>(2) 職員一人一人が経営感覚を持って担当業務を遂行できるよう、適切な目標の付与とその達成度の評価を行うこと。</p> <p>4 資産の有効活用 建物や医療機器などへの設備投資を行う際には、目的、稼働目標及び費用対効果を明確にし、その目的や目標の達成状況を常に検証しつつ、資産を有効に活用すること。また、すべての資産について遊休化を回避し、有効に活用すること。</p>	<p>(4) その他 中間決算を踏まえた経営分析を実施するとともに、部門別収支の管理・分析手法の導入を段階的に進め、よりの確な経営判断を行っていく。</p> <p>2 安定した資金収支の実現 1に記載した取組に加え、4年間の設備投資計画に基づく投資や、計画的な職員採用を行うことにより、京都市からの長期借入金以外の借入れを行うことなく法人を運営する。</p> <p>3 経営機能の強化 (1) 診療報酬の改定や患者の動向を踏まえた機動的な対応を行うため、経営企画機能を強化する。また、理事長の決定を補佐する理事会を定期的に開催するとともに、理事の役割分担を明確にしたうえで、迅速かつ適切な意思決定を行う。</p> <p>(2) 職員一人一人が経営状況や問題点及び責任を共有できるよう、病院内のコミュニケーションの活性化に努める。理事長及び院長等の管理監督職員がリーダーシップを発揮し、職員に適切な目標を付与するとともに、目標達成度の評価を行う。</p> <p>4 資産の有効活用 建物や医療機器などへの設備投資については、あらかじめその目的、稼働目標及び費用対効果を明確にし、結果については法人内の専門委員会において評価を行う。また、すべての資産の活用状況を定期的に検証することにより、資産の遊休化を回避し、資産の有効活用を図り、効率的かつ効果的な病院運営に努める。</p>
<p><b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b></p>	<p><b>第5 その他業務運営に関する重要事項</b></p>
<p>1 市立病院整備運営事業の推進 (1) 救急・災害医療等の政策医療機能、がんや生活習慣病への高度医療機能、地域医療の支援機能を整備・拡充する市立病院整備運営事業を推進し、更なる医療機能の充実・強化を図ること。</p> <p>(2) 民間の経営能力、技術的能力や管理手法を活用することにより、施設整備費、運営費の抑制を図り、従来手法と比べての経費削減効果を確保すること。</p> <p>(3) 法人から医療周辺業務を受託し、実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）との</p>	<p>1 市立病院整備運営事業の推進 (1) 北館の建替え及び本館の改修を行うとともに、救急・災害医療等の政策医療機能、がんや生活習慣病への高度医療機能、地域医療の支援機能を整備・拡充し、更なる医療機能の充実・強化を図る市立病院整備運営事業を着実に推進し、平成25年4月に新館での診療を開始し、平成26年7月にすべての施設整備工事を完了する。</p> <p>(2) また、平成22年1月に締結したSPCとの市立病院整備運営事業の事業契約に基づき、平成25年4月からは、市立病院が個別に委託している医療周辺業務、維持管理業務などをSPCに包括して委託し、SPCによるトータルでのマネジメントの下に業務間の連携を強化することで、効率的な病院運営を目指すとともに、患者サービスの向上を図る。</p> <p>(3) 民間の経営能力、技術的能力や管理手法を活用することにより、施設整備費、運営費の抑</p>

適切な協働関係を構築すること。また、SPCが各種業務を総合的に管理することにより、医療専門職を本来業務に専念させ、医療サービスを向上させるとともに、診療報酬の増大につなげること。

- (4) モニタリングは、効率的で実効性のあるものとし、SPCの業務遂行状況を確実に確認し、評価すること。

## 2 コンプライアンスの確保

- (1) 関係法令や病院内のルールを遵守することはもとより、法令等の目的や趣旨に立ち返り、点検と確認を行い、病院内のルールに不備や無駄があれば、速やかに改善すること。

- (2) そのため、研修の実施等により役職員のコンプライアンスに対する意識を向上させるとともに、情報公開の徹底や、法人内外からのチェックが機能する仕組みの構築によりコンプライアンスの確保を図ること。

## 3 戦略的な広報と分かりやすい情報の提供

- (1) 医療サービスや法人の運営状況について市民の理解を深められるよう、目的や対象に応じた適切な内容や媒体による戦略的な広報を行うこと。

- (2) 医療の質や経営に関する指標について具体的な数値目標を定め、その実績の経年変化や達成度、他の類似医療機関との比較等により、正確で分かりやすい情報を提供すること。

制を図る。

また、医療周辺業務を受託し、実施するSPCとの適切な協働関係を構築し、また、SPCが各種業務を総合的に管理することにより、医療専門職を本来業務に専念させ、医療サービスを向上させるとともに、診療報酬の増大につなげる。

- (4) 効率的で実効性のあるモニタリングを担保するため、事業者によるセルフモニタリングを義務付けるとともに、法人として設置するモニタリングのための委員会において、SPCの業務遂行状況の確認、評価を確実に行う。

## 2 コンプライアンスの確保

- (1) 医療法をはじめとする国の法令並びに京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例をはじめとする法人に適用される京都市の例規を遵守する。これを実現するため、関係法令等の改廃、社会情勢の変化等に応じて、病院内ルールの点検、確認を行い、不備や無駄があれば速やかに改善する。

- (2) コンプライアンス推進指針を策定し、役職員に対し研修を実施する。

京都市情報公開条例の遵守を通じて情報の公開に適切に対応する。

法人内部におけるコンプライアンス確保の仕組みが最大限機能するよう、理事会の適正な運営に係る規程、監事による監査の適正な実施に係る規程を整備し、着実に実施する。また、法人外からのチェックを可能とするため、地方独立行政法人法においては公開が義務付けられていない法人の会計規程や契約規程、理事会の開催状況、監事の監査の結果等についても法人のホームページを通じて公開する。

## 3 戦略的な広報とわかりやすい情報の提供

- (1) 市民に対して、医療サービスや法人の運営状況に係る情報等を、わかりやすくお知らせするために、ホームページに掲載する情報の充実・整理を行う。また、関係医療機関等については、訪問活動の実施により、病院の診療内容の周知にとどまらない、両者の連携の強化を図るなど、目的や対象に応じた広報活動を展開する。

- (2) 中期計画に定めた医療の質や経営に関する指標について、実績の経年変化や目標の達成度を明示し、他の類似医療機関との比較等に基づく分析を行うなど、正確で分かりやすい情報を提供する。

- (3) 職員が中期目標を達成するために必要な業務改善を適切に行うことや業務改善に係る意欲を向上させるため、病院経営に関する情報、課題等を適切に職員に情報発信することにより、情報の共有を図るとともに、個々の職員に法人の運営状況を正確に理解させ、法人の意思に沿った適切な行動に結びつける。

#### 4 個人情報保護

すべての職員に個人情報保護の重要性を認識させ、その管理を徹底させること。特に、電子カルテなどの電子情報については、大量かつ迅速に処理が可能であり、また、加工、編集、複製等が容易であるという特徴があり、漏えい等が生じた場合の影響が大きいことから、厳格な管理を行うこと。

#### 5 関係機関との連携

- (1) 医療の提供に当たっては、健康危機事案、地域保健の推進又は救急搬送を担う京都市の各一部局との連携を密にすること。
- (2) 市立病院、京北病院及び京都市のみでは対応が困難な大規模な健康危機事案や高度な医療の提供に際して適切な役割を果たすことができるよう、大学病院、広域的な医療を担う医療機関及び国の機関との連携を図ること。

#### 6 地球環境への配慮及び廃棄物の減量、省資源・省エネルギーの推進

温室効果ガス及び有害物質の排出抑制、廃棄物の減量、省資源・省エネルギーの推進など、地球温暖化対策の推進と限りある資源の有効な活用に取り組むことにより、持続可能な社会の形成に寄与すること。

#### 4 個人情報保護

すべての職員に個人情報保護の重要性を認識させるため、個人情報保護についての研修を定期的実施する。個人情報を物理的に保護するため、記録媒体の持ち出し制限の徹底や、サーバ室の入退室記録の管理などを引き続き徹底する。

また、法人は京都市個人情報保護条例の実施機関として、個人情報の保護に関し、京都市と同様の必要な措置を講ずることとする。

#### 5 関係機関との連携

- (1) 医療の提供に当たっては、京都市の保健衛生担当部局、消防局等との連携を密にし、健康危機事案への対応、地域保健の推進又は救急搬送受入れを積極的かつ的確に行う。
- (2) 市立病院、京北病院及び京都市のみでは対応が困難な大規模な健康危機事案や高度な医療の提供に際して適切な役割を果たすことができるよう、大学病院その他の市内主要病院、広域的な医療を担う医療機関、国及び京都府との連携を図る。
- (3) 新たな医薬品・医療機器等の開発に当たって必要となる、臨床試験に関する資料の収集に可能な限り協力するとともに、医学の発展に必要な新たな治療法の開発や既存の治療法の検証に協力する。

#### 6 地球環境への配慮及び廃棄物の減量、省資源・省エネルギーの推進

地球環境に配慮し、温室効果ガス等については、環境負荷の少ない機器の導入、各種機器の効率的な使用、公共交通機関の積極利用などにより排出抑制に取り組み、廃棄物については、分別の徹底やリサイクルの推進により減量に努め、省資源・省エネルギーについては、高効率機器の導入、自然エネルギーの積極利用、機器の効率的な運転管理の実施等により資源・エネルギー消費量の削減を図る。

##### (1) 温室効果ガスの排出抑制

温室効果ガスについては、市立病院の新館の整備等による施設の大規模化と診療設備等の高度化により、総量は増加するが、京都市地球温暖化対策条例に基づき、環境マネジメントシステムの導入等の取組により、単位床面積当たりの排出量を削減する。

##### (2) 廃棄物の減量

廃棄物については、市立病院の新館の整備等に伴う手術室、救急科処置室、集中治療室等の拡大による急性期医療の増加により、総量は増加するが、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、分別の更なる徹底とリデュース、リユース、リサイクルの更なる推進等により、単位床面積当たりの事業系一般廃棄物の排出量を削減する。

(3) 省資源・省エネルギーの推進

エネルギーについては、市立病院の新館の整備等による施設の大規模化と診療設備等の高度化により、総量は増加するが、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、設備機器の高効率化や適切な運転管理等により、単位床面積当たりのエネルギー消費量を削減する。

【関連する数値目標】

(市立病院)

目 標 項 目	21 年度 (実績)	26 年度 (目標)
単位床面積当たりの温室効果ガス排出量 [CO <sub>2</sub> 換算 kg/m <sup>2</sup> ]	1 5 2 . 8	1 4 5 . 2
単位床面積当たりの事業系一般廃棄物排出量 [kg/m <sup>2</sup> ]	1 1 . 0 1	1 0 . 4 8
単位床面積当たりのエネルギー消費量 [MJ/m <sup>2</sup> ]	3 , 4 0 2	3 , 2 3 2

第6以降については、次回以降の評価委員会において素案を提示する。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

第7 短期借入金の限度額

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

第9 剰余金の使途

第10 料金に関する事項

第11 地方独立行政法人京都市立病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項